

愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務企画提案募集要領

1 目的

国内外の方々に愛知を知っていただき、愛知のイメージアップを図るため、愛知の魅力を総合的にアピールする愛知県広報誌及び広報動画を最新版に改訂し、広く発信する。

2 業務の内容

「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務委託仕様書」のとおり

3 委託金額の上限

5,826,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

5 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 企画提案書提出期限の時点において、愛知県会計局が作成した「令和6・7年度入札参加資格者名簿」の「（大分類）03. 役務の提供等」のうち、「（中分類）03. 映画等製作・広告・催事」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

6 説明会

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会の出席は応募の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

(1) 開催日時

2025年8月20日（水）午前10時30分から

(2) 開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県庁本庁舎 地下1階北 第6会議室

(3) 参加申込方法

参加希望者は、2025年8月19日（火）午後3時までに広報広聴課広報・広聴グループ

プへ電子メール (koho@pref.aichi.lg.jp) により連絡すること。

※件名は「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務委託公募説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・所属、②参加者氏名（1法人2名までとする）、③連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載すること。

(4) 説明会開催後の質疑

説明会開催後の質問は、2025年8月21日（木）午後5時まで、電子メールでのみ受け付ける。

件名は「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務に関する問合せ」とし、貴社名・所属、担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記すること。

全ての質疑内容は、説明会に参加された方に電子メールで送信する。

7 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

①企画提案参加申込書（様式1）・・・1部

②業務実施体制（様式2）・・・正本1部、副本9部

③企画提案書（任意様式、原則A4判）・・・正本1部、副本9部

※記載方法については、別添の「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務企画提案書記載事項」に基づき作成すること。

④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）・・・1部

※必要な添付書類を添えて提出すること。

⑤見積書（任意様式、A4判縦）・・・正本1部、副本9部

※委託業務の見積金額合計、各項目の内訳を記載し、金額は取引に係る消費税及び地方消費税を除いた額とする。社印及び代表者印の押印は不要。

⑥法人等のパンフレット（会社の概要が分かる資料）・・・10部

(2) 提出期限

2025年9月10日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県政策企画局広報広聴課 広報・広聴グループ（小久保、横井）

電 話：052-954-6169 FAX：052-961-4016

電子メール：koho@pref.aichi.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること）。

(5) その他注意事項等

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・企画提案書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。

- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。
- ・本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約による契約手続きを選択できる。電子契約を希望する場合は、電子契約利用申込書（様式4）を提出すること。

8 企画提案の選定方法等について

(1) 選定方法

提出された企画提案について、県が設置する選定委員会において第1次選定（書面審査）と最終選定（プレゼンテーション審査）により選定する。ただし、企画提案の応募が3提案以下の場合は、第1次選定を実施しない。

審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申立ても一切認めない。

(2) 審査基準

選定は別に定める審査基準に基づき、提案者の能力（実効性、類似業務の実績等）及び提案内容（的確性、具体性、企画提案力等）の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に資する取組状況を評価する。

(3) プレゼンテーション

2025年9月16日（火）に実施する。※時間及び場所は後日指定する。

- ・資料は企画提案書とする。プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。
- ・出席者は、企画提案書記載の担当者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1者約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（プレゼンテーション時間は変更される場合がある。）
- ・プロジェクター等の機器は使用しない。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、確定後速やかに全ての応募者に通知する。

9 スケジュール（予定）

2025年	8月18日(月)	公募開始
	8月20日(水)	説明会
	9月10日(水)	企画提案書提出期限
	9月11日(木)	第1次審査（書類審査）※4者以上の場合
	9月16日(火)	最終選定（プレゼンテーション審査・受託候補者決定）
	9月中旬	契約